廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の折旧対照表

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)(抄)

(傍線の部分は改正部分)

第三条 (略) (一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請)	(法第七条の二第四項の規定による欠格要件に係る届出) 第二条の七 法第七条の二第四項の規定による欠格要件に係る届出) 第二条の七 法第七条の二第四項の規定による欠格要件に係るものを除く。)のいずれかに お当するに至つた日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を市町村長に提出して行うものとする。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 のうち該当するに至つたもの(以下この条において「当該 欠格要件」という。)及び該当するに至つた具体的事由 四 当該欠格要件に該当するに至つた年月日	改正案
第三条 (略) (一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請)		現

5 申請書には、 次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

\ | (略)

十一 申請者が法第七条第五項第四号イからヌまでに該当しない 者であることを誓約する書面

十二~十五 (略)

6 (略)

7 せることができる。 かわらず、 可を除く。 条の十二第三項及び第六条第三項において準用する場合を含む。 いもの (この項 (第五条の三第四項、第五条の十一第三項、第五 受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しな は第九条第一項 六条の四を除き、 長又は区長とする。第十二条の十四、第十二条の二十八及び第十)の規定により別に受けた許可を証する書類を提出して受けた許 部に代えて、当該許可を受けていることを証する書類を提出さ 都道府県知事 (保健所を設置する市又は特別区にあつては、 同項第十号から第十五号までに掲げる書類の全部又は)に限る。)を受けている場合は、 の規定による許可 (平成十二年十月一日以降に 以下同じ。)は、 申請者が法第八条第一項 第五項の規定にか 又 市 7

般廃棄物処理施設の変更の許可の申請

第五条の三 (略)

2 • 3

(略)

類のうち第三条第五項第七号及び第九号に掲げるもの」と、 号及び第九号に掲げる書類」とあるのは「前項第七号に掲げる書 ついて準用する。この場合において、 第三条第六項及び第七項の規定は、前項第七号に掲げる書類に 第三条第六項中「 前項第七 同条

> 5 ſ 申請書には、 + (略) 次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

十一 申請者が法第七条第五項第四号イからヌまでに該当しない 旨を記載した書類

十二~十五 (略)

6 (略)

書類を提出させることができる。 類の全部又は一部に代えて、当該許可を受けていることを証する かわらず、同項第十号及び第十二号から第十五号までに掲げる書 可を除く。)に限る。)を受けている場合は、 条の十二第三項及び第六条第三項において準用する場合を含む。 ١١ 受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しな は第九条第一項 六条の四を除き、以下同じ。) は、申請者が法第八条第一 長又は区長とする。第十二条の十四、第十二条の二十八及び第十)の規定により別に受けた許可を証する書類を提出して受けた許 もの (この項 (第五条の三第四項、 都道府県知事 (保健所を設置する市又は特別区にあつては、市 の規定による許可(平成十二年十月一日以降に 第五条の十一第三項、第五 第五項の規定にか 又

般廃棄物処理施設の変更の許可の申請)

第五条の三 (略)

2 . (略)

4 類 号及び第九号に掲げる書類」とあるのは ついて準用する。この場合において、第三条第六項中「前項第七 のうち第三条第五項第七号及び第九号に掲げるもの」と、 第三条第六項及び第七項の規定は、 前項第七号に掲げる書類に 前項第七号に掲げる書 同条

十号から第十五号までに掲げる書類」とあるのは「同項第七号に項 (この項」と、「第五項」とあるのは「第三項」と、「同項第 掲げる書類のうち第三条第五項第十号から第十五号までに掲げる 第七項中「この項 (第五条の三第四項」とあるのは「第三条第七 もの」と読み替えるものとする。

(法第九条第六項の規定による欠格要件に係る届出)

第五条の五の三 該当するに至つた日から二週間以内に、 掲げる者にあつては、 五項第四号イからへまで又はチからヌまで(同号チからヌまでに た届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。 法第九条第六項の規定による届出は、 同号トに係るものを除く。 次に掲げる事項を記載し のいずれかに 法第七条第

般廃棄物処理施設の 設置 の場所

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、

その代表者の

般廃棄物処理施設の種

五 チからヌまでに掲げる者にあつては、 欠格要件」という。) 及び該当するに至つた具体的事由 法第八条第一項の許可の年月日及び許可番号 法第七条第五項第四号イからへまで又はチからヌまで のうち該当するに至つたもの (以下この条において 同号トに係るものを除く 当該 (同号

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請

当該欠格要件に該当するに至つた年月日

第五条の十一 略)

2 前項の申請書には、 次に掲げる書類を添付するものとする。

> から第十五号までに掲げるもの」と読み替えるものとする。 同項第七号に掲げる書類のうち第三条第五項第十号及び第十二号 十号及び第十二号から第十五号までに掲げる書類」とあるのは「 項 (この項」と、「第五項」とあるのは「第三項」と、「同項第 第七項中「この項 (第五条の三第四項」とあるのは「第三条第七

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)

五条の十一 (略)

2 前項の申請書には、 次に掲げる書類を添付するものとする。

一~六 (略)

であることを誓約する書面七善申請者が法第七条第五項第四号イからヌまでに該当しない者

八~十一 (略)

ら第十一号まで」と読み替えるものとする。 と、「同項第十号から第十五号まで」とあるのは「同項第六号か項」とあるのは「この項」と、「第五項」とあるのは「第三項」と、「第五条の十一第三第九号」とあるのは「前項第三号及び第五号」と、同条第七項中準用する。この場合において、第三条第六項中「前項第七号及び第五号」と、同条第七項中の規定は、前項に掲げる書類について

(合併又は分割の認可の申請)

第五条の十二 (略)

(略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

| 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該一般廃棄物処理

施設を承継する法人が法第八条第一項 の許可を受けた者でな

イ・コーへ各) い法人である場合にあつては、当該法人に係る次に掲げる書類

ハ 法第七条第五項第四号イからヌまでに該当しない者であるイ・ロ (略)

二~ト (略)

ことを誓約する書面

分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に二 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は

一~六 (略)

を記載した書類とおり、中請者が法第七条第五項第四号イからヌまでに該当しない旨

・ 7 言量 一 7 言学

3

5。 同項第六号及び第八号から第十一号まで」と読み替えるものとすと、「同項第十号及び第十二号から第十五号まで」とあるのは「項」とあるのは「第三条第七項」と、「第五条の十一第三第九号」とあるのは「前項第三号及び第五号」と、同条第七項中第用する。この場合において、第三条第六項中「前項第七号及び第三条第六項及び第七項の規定は、前項に掲げる書類について八〜十一 (略)

(合併又は分割の認可の申請

第五条の十二 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする

二 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該

(略)

施設を承継する法人が法第八条第一項

の許可を受けた者でな

一般廃棄物処理

| A.A. | A.A.

ハ 法第七条第五項第四号イからヌまでに該当しない旨を記載しイ・ロ (略)

ニ~ト (略)

た書類

分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に三(合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は一

掲げる書類

イ・ロ (略)

ことを誓約する書面 法第七条第五項第四号イからヌまでに該当しない者である

二~へ (略)

3 らへまで及び同項第三号ハからへまで」と読み替えるものとする 、「同項第十号から第十五号まで」とあるのは「同項第二号八か 」とあるのは「この項」と、「第五項」とあるのは「第二項」と この項」とあるのは「第三条第七項」と、「第五条の十二第三項 第九号」とあるのは「前項第二号イ及びロ」と、同条第七項中「 準用する。この場合において、第三条第六項中「前項第七号及び 第三条第六項及び第七項の規定は、前項に掲げる書類について 3

(相続の届出)

第六条 (略)

2 前項の届出書には、 四四 (略) 次に掲げる書類を添付するものとする。

とを誓約する書面 法第七条第五項第四号イからヌまでに該当しない者であるこ S

六・七 (略)

3 五項」とあるのは「第二項」と、「同項第十号第十五号まで」と あるのは「同項第二号、 条第七項」と、「第六条第三項」とあるのは「この項」と、「第 この場合において、第三条第七項中「この項」とあるのは「第三 第三条第七項の規定は、 第五号から第七号まで」と読み替えるも 前項に掲げる書類について準用する。

イ・ロ (略)

ハ 法第七条第五項第四号イからヌまでに該当しない旨を記載し た書類

二~へ (略)

るものとする。 項第二号二からへまで及び同項第三号二からへまで」と読み替え この項」とあるのは「第三条第七項」と、「第五条の十二第三項 第九号」とあるのは「前項第二号イ及びロ」と、同条第七項中「 準用する。この場合において、第三条第六項中「前項第七号及び 「同項第十号及び第十二号から第十五号まで」とあるのは「同」とあるのは「この項」と、「第五項」とあるのは「第二項」と 第三条第六項及び第七項の規定は、前項に掲げる書類について

(相続の届出)

第六条 (略)

2 — 〈 四 前項の届出書には、 (略) 次に掲げる書類を添付するものとする。

五・六 (略)

3 第十五号まで」とあるのは「同項第二号、 五項」とあるのは「第二項」と、「同項第十号及び第十二号から この場合において、第三条第七項中「この項」とあるのは「第三 条第七項」と、「第六条第三項」とあるのは「この項」と、「第 第三条第七項の規定は、前項に掲げる書類について準用する。 第五号及び第六号」と

のとする。

(一般廃棄物の再生利用の認定の申請)

第六条の三 (略)

2 ならない。 前項の申請書には、 次に掲げる書類及び図面を添付しなければ

ー ~ 七 (略)

申請者が法第七条第五項第四号イからヌまでに該当しない 者

であることを誓約する書面

九~二十一 (略)

(一般廃棄物の輸出の確認の申請

第六条の二十七 (略)

3 2

前二項の申請書には、

五 — 〈 四 第一項第六号の運搬施設及び同項第八号の施設における当該 略)

かにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並び 般廃棄物の処理の概要 第一項第六号の運搬施設及び同項第八号の施設の構造を明ら

に最終処分場にあつては、周囲の地形、 地質及び地下水の状況

を明らかにする書類及び図面

九八七 第一項第八号の施設(最終処分場を除く。)の処理工程図 第一項第八号の施設の付近の見取図

略)

読み替えるものとする

(一般廃棄物の再生利用の認定の申請)

第六条の三 (略)

2

前項の申請書には、 次に掲げる書類及び図面を添付しなければ

ならない。

| 〜七 (略)

申請者が法第七条第五項第四号イからヌまでに該当しない

を記載した書類

九~二十一 (略)

(一般廃棄物の輸出の確認の申請

2 第六条の二十七 (略) (略)

ιį 3

次に掲げる書類を添付しなければならな

前二項の申請書には、 次に掲げる書類を添付しなければならな

5 兀 (略)

五 般廃棄物の処理の概要 第一項第五号の運搬施設及び同項第七号の施設における当該

に最終処分場にあつては、周囲の地形、 かにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並び 第一項第五号の運搬施設及び同項第七号の施設の構造を明ら 地質及び地下水の状況

を明らかにする書類及び図面

第一項第七号の施設 (最終処分場を除く。) の処理工程図

第一項第七号の施設の付近の見取図

(略)

4 6 (略)

(産業廃棄物の積替えのための保管の場所に係る掲示板

第七条の三 令第六条第一項第一号八の規定によりその例によるこ り当該保管の場所において保管することができる産業廃棄物の数 の五の規定の例によるほか、令第六条第一項第一号八の規定によ ととされた令第三条第一号ト(1)①の規定による掲示板は、第一条 でなければならない。 一(以下「積替えのための保管上限」という。) を表示したもの

第七条の四 (産業廃棄物の積替えのための保管上限に関する適用除外) 一号八の規定による環境省令で定め

る場合は、 次のとおりとする。

令第六条第一項第

・二 (略)

(運搬受託者の記載事項)

第八条の二十二 法第十二条の三第二項の環境省令で定める事項は

次のとおりとする。

氏名又は名称

運搬を担当した者の氏名

三 (略)

処分受託者の記載事項)

第八条の二十四 法第十二 二条の三第三項の環境省令で定める事項は

次のとおりとする。

氏名又は名称

4 { 6 (略)

(産業廃棄物の積替えのための保管の場所に係る掲示板)

第七条の三 令第六条第一項第一号口の規定によりその例によるこ でなければならない。 量 (以下「積替えのための保管上限」という。) を表示したもの り当該保管の場所において保管することができる産業廃棄物の数 の五の規定の例によるほか、令第六条第一項第一号口の規定によ ととされた令第三条第一号ト(1)①の規定による掲示板は、第一条

第七条の四 (産業廃棄物の積替えのための保管上限に関する適用除外) 令第六条第一項第 号口の規定による環境省令で定め

一・二 (略)

る場合は、

次のとおりとする。

(運搬受託者の記載事項)

第八条の二十二 法第十二条の三第二項の環境省令で定める事項は 次のとおりとする。

運搬を担当した者の氏名

<u>=</u> <u>•</u> (略)

(処分受託者の記載事項)

第八条の二十四 が最終処分である場合にあつては、 処分を担当した者の氏名及び処分を終了した年月日 法第十二条の三第三項の環境省令で定める事項は これらの事項及び当該最終処 (当該処分

十 申請者が法第十四条第五項第二号イからへまでに該当しない一〜九 (略) ならない。 (略) (産業廃棄物収集運搬業の許可の申請)	は、五年とする。 第八条の三十の二 法第十二条の三第九項の環境省令で定める期間(処分受託者の管理票の保存期間)	五年とする。	、五年とする。第八条の二十六 法第十二条の三第五項の環境省令で定める期間は(管理票交付者の管理票の写しの保存期間)	行つた場所の所在地四 当該処分が最終処分である場合にあつては、当該最終処分を三 処分を終了した年月日 2 処分を担当した者の氏名
		理票を五年間保存しなければならない。 2 運搬受託者(処分受託者があるときには、処分受託者)は、管切りのではならない。 は、当該管理票の写しを五年間保存し、のではならない。 (運搬受託者の管理票の写し等の保存)	、五年とする。 第八条の二十六 法第十二条の三第五項の環境省令で定める期間は(管理票の写しの保存期間)	分を行つた場所の所在地)とする。

者であることを誓約する書面

十一~十四 (略)

3・4 (略)

えて、 四項、 により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。)の規定 九第三項、 十条の九第二項、 規定による許可 (平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて て準用する場合を含む。)及び第十一条第八項(第十二条の九第 において準用する場合を含む。)、第十条の四第五項(第十条の 四条の五第一項、)に限る。)を受けている場合は、 当該許可の日から起算して五年を経過しないもの (この項 十四条の二第一項、 同項第九号から第十四号までに掲げる書類の全部又は一部に代 都道府県知事は、 当該許可に係るものを除く。)を提出させることができる。 当該許可に係る許可証(許可の更新の申請の場合にあつて 第十二条の十一の四第三項、 第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項におい 第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項 第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の 申請者が法第十四条第一項若しくは第六項 第十四条の四第一項若しくは第六項、 第十二条の十一の五第三項及 第二項の規定にかかわらず (第 5

略)

第十条の四 (略)

(産業廃棄物処分業の許可の申請)

ならない。2.前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければ2.前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければ

一~七 (略)

十~十三 (略)

3・4 (略)

Ιţ 。)に限る。)を受けている場合は、 四項、 えて、当該許可に係る許可証(許可の更新の申請の場合にあつて により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。)の規定 九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項におい において準用する場合を含む。)、第十条の四第五項(第十条の 規定による許可(平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて 四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の五第一 第十四条の二第一項、 て準用する場合を含む。)及び第十一条第八項(第十二条の九第 十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項 当該許可の日から起算して五年を経過しないもの (この項 (第 都道府県知事は、 同項第九号から第十三号までに掲げる書類の全部又は一 当該許可に係るものを除く。)を提出させることができる。 第十二条の十一の三第三項、 申請者が法第十四条第一項若しくは第六項 第十四条の四第一項若しくは第六項、 第十二条の十一の四第三項及 第二項の規定にかかわらず 一部に代 項の

6 (略)

(産業廃棄物処分業の許可の申請)

第十条の四 (略)

ならない。2.前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければ2.前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければ

一~七 (略)

八(第九条の二第二項第六号から第十四号までに掲げる書類

3・4 (略)

る許可証 び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。)の規定 規定による許可(平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて 四条の五第一項、 ものを除く。 により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く て準用する場合を含む。 九第三項、 十二第二項において準用する場合を含む。)、この項(第十条の 第五項 (第十条の九第二項、)に限る。)を受けている場合は、 頃 -四号までに掲げるものの全部又は一部に代えて、 十四条の二第一項、 当該許可の日から起算して五年を経過しないもの (第九条の二 同項第八号に掲げる書類のうち第九条の二第二項第九号から第 都道府県知事は、 第十二条の十一の四第三項、 (許可の更新の申請の場合にあつては、 第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項におい を提出させることができる 第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の 申請者が法第十四条第一項若しくは第六項 第十四条の四第一項若しくは第六項、第十) 及び第十一条第八項 第十条の十二第二項及び第十条の二 第十二条の十一の五第三項及 第二項の規定にかかわらず (第十二条の九第 当該許可に係る 当該許可に係 5

(略

の収集若しくは運搬又は処分を再委託できる場合) (産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が産業廃棄物

定める場合は、次のとおりとする。第十条の七(法第十四条第十四項ただし書の規定による環境省令で

一 中間処理業者から委託を受けた産業廃棄物 (特別管理産業廃

八 第九条の二第二項第六号から第十三号までに掲げる書類

3・4 (略)

。)に限る。)を受けている場合は、 四項、 ものを除く。 る許可証 (許可の更新の申請の場合にあつては、 十三号までに掲げるものの全部又は一部に代えて、 により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。 九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項におい 第五項(第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の一 規定による許可(平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて 四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の 第十四条の二第一項、 て準用する場合を含む。 十二第二項において準用する場合を含む。)、この項(第十条の 同項第八号に掲げる書類のうち第九条の二第二項第九号から第 当該許可の日から起算して五年を経過しないもの(第九条の) 都道府県知事は、 第十二条の十一の三第三項、 を提出させることができる。 申請者が法第十四条第一項若しくは第六項 第十四条の四第一項若しくは第六項、)及び第十一条第八項 第十二条の十一の四第三項及 第二項の規定にかかわらず (第十二条の九 当該許可に係る 当該許可に)の規定

6 (略)

の収集若しくは運搬又は処分を再委託できる場合) (産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が産業廃棄物

第十九条の五又は第十九条の六の規定に基づき命令を受けた者が定める場合は、法第十九条の三(第二号に係る部分に限る。)、第十条の七 法第十四条第十四項ただし書の規定による環境省令で

同じ。 若しくは運搬又は処分(最終処分を除く。 間処理産業廃棄物に限る。 棄物を除くものとし、 を次のイからトまでに定める基準に従つて委託する場 当該中間処理業者が行つた処分に係る中 以下この条において同じ。 以下この条において)の収集

1 廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれるものに委託するこ 業として行うことができる者であつて委託しようとする産業 産業廃棄物の運搬にあつては、 他人の産業廃棄物の運搬を

含まれるものに委託すること。 り委託することができることとし、)ようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に |処分又は再生を業として行うことができる者であつて委託 |第一項の許可を受けて輸入された廃棄物以外の廃棄物に限 産業廃棄物の処分又は再生にあつては、 かつ、 他人の産業廃棄物 法第十五条の四の

掲げる事項についての条項が含まれ、 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、 かつ、 第八条の四で定 次に

委託する産業廃棄物の種類及び数量

(2) 産業廃棄物の運搬を委託するののでは、受託する産業廃棄物の種類ないのである書面が添付されていること。 の所在地 産業廃棄物の運搬を委託するときは、 運搬の最終目的地

(3) の処分又は再生に係る施設の処理能力 又は再生の場所の所在地、 産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分 その処分又は再生の方法及びそ

係る最終処分の場所の所在地 産業廃棄物の処分を委託するときは、当該産業廃棄物に 最終処分の方法及び最終処

> を委託する場合とする。 係る産業廃棄物の処理を委託した者の承認を得て他人にその処理 当該命令を履行するために必要な範囲で、 当該者に当該命令に

- 11 -

分に係る施設の処理能 力

(6)(5) 委託契約の有効期間

- 生を委託しようとする者をいう。 理業者から受託した産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再 収集若しくは運搬又は処分を再委託する者をいう。以下こ の条において同じ。) 再委託者(中間処理業者から委託を受けた産業廃棄物の に支払う料金 が再受託者(再委託者が当該中間処 以下この条において同じ
- 許可を受けた者である場合には、その事業の範囲 再受託者が産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業
- (8) 当該場所において保管できる産業廃棄物の種類及び当該場 場合には、 所に係る積替えのための保管上限 が当該委託契約に係る産業廃棄物の積替え又は保管を行う 産業廃棄物の運搬に係る委託契約にあつては、 当該積替え又は保管を行う場所の所在地並びに 再受託者
- (9) 物と混合することの許否等に関する事項 ときは、当該積替え又は保管を行う場所において他の廃棄 第六条第一項第三号イに規定する安定型産業廃棄物である (8)の場合において、当該委託契約に係る産業廃棄物が令
- 再委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のた
- 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
- (1) 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等(イ) 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関すめに必要な次に掲げる事項に関する情報 性状の変化に関する事項 揮発等当該産業廃棄物
- (<u>-</u>)|(<u>N</u>) その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項

- 受託業務終了時の再受託者の再委託者への報告に関する
- 扱いに関する事項 委託契約を解除した場合の処理されない。 産業廃棄物の取
- を明らかにし、 当該委託がイ又は口に掲げる基準に適合するものであること ら五年間保存すること。 は名称(法人にあつては、 八に規定する委託契約書及び書面をその契約の終了の日か あらかじめ、当該中間処理業者に対して再受託者の氏名又 当該委託について次に定める事項が記載され その代表者の氏名を含む。) 及び
- (4) 再受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号(2) 再委託者の氏名又は名称、住所及び許可番号(2) 再委託者の氏名又は名称、住所及び許可番号(4) 委託した産業廃棄物の種類及び数量
- 存すること。 ホに規定する書面の写しをその承諾をした日から五年間保
- 記載した文書を再受託者に交付すること。 係る契約書に記載されているハ⑴から⑷までに掲げる事項を 再受託者に当該産業廃棄物を引き渡す際には、 その受託に
- 令を履行するために必要な範囲で、当該者に当該命令に係る産 五又は第十九条の六の規定に基づき命令を受けた者が、当該命 託する場合 業廃棄物の処理を委託した者の承認を得て他人にその処理を委 法第十九条の三 (第二号に係る部分に限る。)、 第十九条の

規定による欠格要件に係る届出)(法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第四項の))

県知事に提出して行うものとする。 日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府 可第二号口に係るものを除く。)のいずれかに該当するに至つた 第二号八からホまで(法第七条第五項第四号ト又は第十四条第五 第二号八からホまで(法第七条第五項第四号ト又は第十四条第五項 第二号四項の規定による届出は、法第十四条第五項第二号イ(法 原知事に提出して行うものとする。

氏呂
- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の

四 当該欠格要件に該当するに至つた年月日

できる場合) 業者が特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を再委託(特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分

省令で定める場合は、次のとおりとする。第十条の十九、法第十四条の四第十四項ただし書の規定による環境

間処理業者が行つた処分に係る中間処理産業廃棄物に限る。以一の中間処理業者から委託を受けた特別管理産業廃棄物(当該中

できる場合) 業者が特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を再委託(特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分

「法第十四条の四第十四項ただし書」と、「産業廃棄物」とあるて、第十条の七中「法第十四条第十四項ただし書」とあるのは、し書の環境省令で定める場合について準用する。この場合におい第十条の十九(第十条の七の規定は、法第十四条の四第十四項ただ

| に定める基準に従つて委託する場合| 処分を除く。以下この条において同じ。)を次のイから八まで| 下この条において同じ。)の収集若しくは運搬又は処分(最終|

- イ 第十条の七第一号の規定の例によること。
- 通知すること。
 はうとする者に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を文書でようとする者に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を文書では別管理産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を委託し
- び性状及び荷姿(1) 委託をしようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量及(2)
- 同号に規定する環境省令で定める事項を文書で通知すること | 同号に規定する環境省令で定める事項を文書で通知された| 該運搬又は処分を委託した当該中間処理業者から通知された| に対し、あらかじめ、令第六条の六第一号の規定に基づき当| (2) 当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項| (2) 当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

の処理を委託する場合 特別管理産業廃棄物の処理を委託した者の承認を得て他人にそ命令を履行するために必要な範囲で、当該者に当該命令に係るの五又は第十九条の六の規定に基づき命令を受けた者が、当該一 法第十九条の三 (第二号に係る部分に限る。)、第十九条

規定による欠格要件に係る届出)(法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第四項の))

第七条第五項第四号トに係るものを除く。) 又は第十四条第五項の二第四項の規定による届出は、法第十四条第五項第二号イ(法第十条の二十四 法第十四条の五第三項において準用する法第七条

7 8 2~5 (略) 第十一条 十二~十五 十一 申請者が法第十四条第五項第二号イからへまでに該当しな とする。 兀 県知事に提出して行うものとする。 日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府 項第二号口に係るものを除く。) のいずれかに該当するに至つた 第二号八からホまで (法第七条第五項第四号ト又は第十四条第五 (産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請 一 ~ 十 第一項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するもの 除く。 都道府県知事は、 い者であることを誓約する書面 当該欠格要件」 七条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号口に係るものを ものを除く。 氏名 (略) 法第十四条の四第一項又は第六項の許可の年月日及び許可番 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、 当該欠格要件に該当するに至つた年月日 法第十四条第五項第二号イ (法第七条第五項第四号トに係る (略) のうち該当するに至つたもの(以下この条において「 又は第十四条第五項第二号八からホまで(法第 という。 申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、 及び該当するに至つた具体的事由 その代表者の 8 7 6 2~5 (略) 第 R十 一 条 _ { + 十一~十四 とする。 (産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請) 第一項の申請書には、 (略) 都道府県知事は、 (略) 申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、 次に掲げる書類及び図面を添付するもの

定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除 及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。) の規 第四項、 規定による許可(平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて 第十四条の二第一項、 三項において準用する場合を含む。)及びこの項(第十二条の九 第五項 (第十条の九第二項、 十二第二項において準用する場合を含む。)、第十条の四第五項 (第十条の九第三項、 当該許可の日から起算して五年を経過しないもの(第九条の二 [条の五第一項、)に限る。)を受けている場合は、 同項第十号から第十五号までに掲げる書類の全部又は 当該許可に係る許可証を提出させることができる 第十二条の十一の四第三項、 第十五条第一項又は第十五条の二の五第 第十条の十六第二項及び第十条の二十二第 第十四条の四第一項若しくは第六項、 第十条の十二第二項及び第十条の二 第十二条の十一の五第三項 第六項の規定にかかわら 部に 項 の

産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請

第十二条の九 (略)

2

3 とする。 第一項の申請書には、 次に掲げる書類及び図面を添付するもの

一 六 (略)

第七号及び第九号に掲げる書類」とあるのは「前項第七号に掲げについて準用する。この場合において、第十一条第七項中「前項第十一条第七項及び第八項の規定は、前項第七号に掲げる書類 る書類のうち第十一条第六項第七号及び第九号に掲げるもの」と 第十一条第六項第七号から第十五号までに掲げる書類

> 第四項、 ず 代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる く。)に限る。)を受けている場合は、第六項の規定にかかわら 定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除 及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。)の規 第五項 (第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二 規定による許可(平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて 四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の五第 第十四条の二第一項、 三項において準用する場合を含む。) 及びこの項 (第十二条の九 十二第二項において準用する場合を含む。)、第十条の四第五項 (第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第 当該許可の日から起算して五年を経過しないもの(第九条の二 同項第十号から第十四号までに掲げる書類の全部又は 第十二条の十一の三第三項、 第十四条の四第一項若しくは第六項、 第十二条の十一の四第三項 項の

(産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請)

2 第 十二条の九 (略)

(略)

3 とする。 第一項の申請書には、 次に掲げる書類及び図面を添付するもの

る書類のうち第十一条第六項第七号及び第九号に掲げるもの」と 第七号及び第九号に掲げる書類」とあるのは について準用する。この場合において、 七 第十一条第六項第七号から第十四号までに掲げる書類 第十一条第七項及び第八項の規定は、前項第七号に掲げる書類 第十一条第七項中「前項 前項第七号に掲げ

までに掲げるもの」と読み替えるものとする。 項第七号に掲げる書類のうち第十一条第六項第十号から第十五号、「同項第十号から第十五号までに掲げる書類」とあるのは「同十一条第八項(この項」と、「第六項」とあるのは「第三項」と、同条第八項中「この項(第十二条の九第四項」とあるのは「第

規定による欠格要件に係る届出)(法第十五条の二の五第三項において準用する法第九条第六項の)

道府県知事に提出して行うものとする。 「法第九条第六項の規定による届出は、法第十四条第五項第二号口に係るものを除く。)のいずれかに該当するに至五項第二号八からホまで(法第七条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号八からホまで(法第七条第五項第四号トに係るものを除く。)又は第十四条第第十二条の十一の三 法第十五条の二の五第三項において準用する

一産業廃棄物処理施設の設置の場所

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、

その代表者の

一産業廃棄物処理施設の種類

四、法第十五条第一項の許可の年月日及び許可番号

除く。)のうち該当するに至つたもの(以下この条において、七条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号口に係るものをものを除く。)又は第十四条第五項第二号八からホまで(法第五、法第十四条第五項第二号イ(法第七条第五項第四号トに係る

| 当該欠格要件に該当するに至つた年月日||当該欠格要件」という。) 及び該当するに至つた具体的事由

までに掲げるもの」と読み替えるものとする。「現第七号に掲げる書類のうち第十一条第六項第十号から第十四号、「同項第十号から第十四号までに掲げる書類」とあるのは「同十一条第八項(この項」と、「第六項」とあるのは「第三項」と、同条第八項中「この項(第十二条の九第四項」とあるのは「第

産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請

第十二条の十一の四 (略)

2 一 六 前項の申請書には、 次に掲げる書類を添付するものとする。

者であることを誓約する書面

申請者が法第十四条第五項第二号イからへまでに該当しない

(略)

3 は「第二項」と、「同項第十号から第十五号まで」とあるのは「 十一の四第三項」とあるのは「この項」と、「第六項」とあるの 項中「この項」とあるのは「第十一条第八項」と、「第十二条の 及び第九号」とあるのは「前項第三号及び第五号」と、 て準用する。この場合において、 |]項第六号から第十一号まで」と読み替えるものとする。 第十一条第七項及び第八項の規定は、 第十一条第七項中「前項第七号 前項に掲げる書類につい 同条第八

合併又は分割の認可の申請

第十二条の十一の五 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(略)

い法人である場合にあつては、当該法人に係る次に掲げる書類施設を承継する法人が法第十五条第一項の許可を受けた者でな 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該産業廃棄物処理 (略)

、者であることを誓約する書面 申請者が法第十四条第五項第 一号イからへまでに該当しな

(産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)

第十二条の十一の三 (略)

2 前項の申請書には、 六 (略) 次に掲げる書類を添付するものとする。

5

七~十 (略)

3

同項第六号から第十号まで」と読み替えるものとする。 は「第二項」と、「同項第十号から第十四号まで」とあるのは 十一の三第三項」とあるのは「この項」と、「第六項」とあるの 項中「この項」とあるのは「第十一条第八項」と、「第十二条の 及び第九号」とあるのは「前項第三号及び第五号」と、同条第八 て準用する。この場合において、第十一条第七項中「前項第七号 第十一条第七項及び第八項の規定は、前項に掲げる書類につい

(合併又は分割の認可の申請

第十二条の十一の四 (略)

2

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする (略)

1 ١١ 施設を承継する法人が法第十五条第一項の許可を受けた者でな 法人である場合にあつては、当該法人に係る次に掲げる書類 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該産業廃棄物処理 (略)

3 るものとする。 中「この項」とあるのは「第十一条第八項」と、「第十二条の十 及び第九号」とあるのは「前項第二号イ及び口」と、 て準用する。この場合において、 項第二号八からへまで及び同項第三号八からホまで」と読み替え 第二項」と、「同項第十号から第十五号まで」とあるのは「同の五第三項」とあるのは「この項」と、「第六項」とあるのは 第十一条第七項及び第八項の規定は、 第十一条第七項中「前項第七号 前項に掲げる書類につい 同条第八項

相続の届出)

第十二条の十二 (略)

2 前項の届出書には、 次に掲げる書類を添付するものとする。

_ { 四 (略)

者であることを誓約する書面 申請者が法第十四条第五項第二号イからへまでに該当しない

(略)

3 で」と読み替えるものとする。 ら第十五号まで」とあるのは「同項第二号、 の項」と、「第六項」とあるのは「第二項」と、「同項第十号か 第十一条第八項」と、「第十二条の十二第三項」とあるのは「こ この場合において、第十一条第八項中「この項」とあるのは「 第十一条第八項の規定は、 前項に掲げる書類について準用する 第五号から第七号ま

産業廃棄物の輸出の確認の申請

第十二条の十二の十九 (略)

> 八 ~ (略

3 るものとする。 項第二号八からホまで及び同項第三号八からホまで」と読み替え 中「この項」とあるのは「第十一条第八項」と、「第十二条の十 及び第九号」とあるのは「前項第二号イ及びロ」と、同条第八項 て準用する。この場合において、第十一条第七項中「前項第七号 「第二項」と、「同項第十号から第十四号まで」とあるのは「同一の四第三項」とあるのは「この項」と、「第六項」とあるのは 第十一条第七項及び第八項の規定は、前項に掲げる書類につい

(相続の届出)

2 第十二条の十二 前項の届出書には、 (略) 次に掲げる書類を添付するものとする。

四 (略)

五 · 六 (略)

3 と読み替えるものとする。 ら第十四号まで」とあるのは「同項第二号、第五号及び第六号 の項」と、「第六項」とあるのは「第二項」と、「同項第十号か 第十一条第八項」と、「第十二条の十二第三項」とあるのは「こ この場合において、第十一条第八項中「この項」とあるのは「 第十一条第八項の規定は、 前項に掲げる書類について準用する

(産業廃棄物の輸出の確認の申請

第十二条の十二の十九 (略)

2 樣式第二十六号 第十六条の四 第十六条の三 令第十七条第二項の規定による環境省令で定める書 3 ιį 掲げる事項を記載して交付するものとする。 類は次のとおりとする。 五 — 〈 四 (廃棄物再生事業者の登録) (登録証明書) _ { 四 一 六 に最終処分場にあつては、 かにする平面図、 産業廃棄物の処理の概要 前二項の申請書には、 を明らかにする書類及び図面 略) 第一項第八号の施設の付近の見取図 第一項第八号の施設 (最終処分場を除く。)の処理工程図 第一項第六号の運搬施設及び同項第八号の施設の構造を明ら 第一項第六号の運搬施設及び同項第八号の施設における当該 (略) (略) (略) (略) 略) 都道府県知事は、 (第十二条の十一の四関係 立面図、 次に掲げる書類を添付しなければならな 周囲の地形、 断面図、構造図及び設計計算書並び 令第十九条の登録証明書に、 地質及び地下水の状況 次に 3 樣式第二十六号 第十六条の四 都道府県知事は、令第十七条の登録証明書に、 第十六条の三 令第十五条第二項の規定による環境省令で定める書 4 { 2 九 八七 掲げる事項を記載して交付するものとする。 類は次のとおりとする。 (廃棄物再生事業者の登録) 五 ١Ì — 〈 四 (登録証明書) _ { 四 6 を明らかにする書類及び図面 に最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況 かにする平面図、立面図、 産業廃棄物の処理の概要 前二項の申請書には、 略) 第一項第五号の運搬施設及び同項第七号の施設の構造を明ら 第一項第五号の運搬施設及び同項第七号の施設における当該 (略) 第一項第七号の施設の付近の見取図 第一項第七号の施設 (最終処分場を除く。 (略) (略) (略) (第十二条の十一の三関係 次に掲げる書類を添付しなければならな 断面図、構造図及び設計計算書並び の処理工程図 次に

様式第二十七号(第十二条の十一の五関係)

附則

- (略)

2

様式中「市長又は区長」とあるのは「市長」と、様式第十二号中名」とあるのは「市名」と、様式第九号から様式第十一号までの 市長又は区長」とあるのは「市長」と、「市区名」とあるのは「五号中「市長又は区長」とあるのは「市長」と、様式第六号中「 、「市又は特別区」とあるのは「市」と、様式第四号及び様式第 市長」と、 から様式第二号の五までの様式中「市長又は区長」とあるのは「 条の二十七中「設置する市又は特別区にあつては、 又は区長」とあるのは「設置する市にあつては、 市名」と、様式第七号中「市長又は区長」とあるのは「市長」と 八号までの様式中「市長又は区長」とあるのは「市長」とする。 と、様式第十四号中「市長又は区長」とあるのは「市長」と、 市名」と、様式第十三号中「市長又は区長」とあるのは「市長 市長又は区長」とあるのは「市長」と、「市区名」とあるのは とあるのは「設置する市にあつては、 市区名」とあるのは「市名」と、 様式第八号中「市長又は区長」とあるのは「市長」と、「市区 当分の間、 様式第三号中「市長又は区長」とあるのは「市長」と 第三条中「設置する市又は特別区にあつては、 様式第十五号から様式第二十 市」と、様式第二号の二 市長」と、 市又は特別区 市長 第八 2

様式第二十七号 (第十二条の十一の四関係

附則

1

と、「市区名」とあるのは「市名」と、様式第十五号から様式第 市長」と、様式第十四号中「市長又は区長」とあるのは「市長」 のは「市名」と、様式第十三号中「市長又は区長」とあるのは「 号中「市長又は区長」とあるのは「市長」と、「市区名」とある での様式中「市長又は区長」とあるのは「市長」と、様式第十二 市区名」とあるのは「市名」と、様式第九号から様式第十一号ま 」と、様式第八号中「市長又は区長」とあるのは「市長」と、「 は「市名」と、様式第七号中「市長又は区長」とあるのは「市長 中「市長又は区長」とあるのは「市長」と、「市区名」とあるの 式第五号中「市長又は区長」とあるのは「市長」と、様式第六 」と、「市又は特別区」とあるのは「市」と、様式第四号及び様 は「市長」と、様式第三号中「市長又は区長」とあるのは「市長 の二から様式第二号の五までの様式中「市長又は区長」とあるの 別区」とあるのは「設置する市にあつては、市」と、様式第二号 第八条の二十七中「設置する市又は特別区にあつては、市又は特 市長又は区長」とあるのは「設置する市にあつては、市長」と、 二十八号までの様式中「市長又は区長」とあるのは「市長」とす 当分の間、 第四条の四中「設置する市又は特別区にあつては

3 (略)

略

省令(平成十五年環境省令第三十二号)(抄) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する

(傍線の部分は改正部分)

第五条 第四条 第一条・第二条 。| 第六号及び第七号の規定の適用については、 大臣の指定を受けて産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業 律施行規則第九条第三号又は第十条の三第三号の規定により環境 基づき、同省令による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法 として行っている者に係るこの省令による改正前の第八条の十九 正する省令(平成十五年環境省令第三十号)附則第二条第四項に (経過措置) 附 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改 則 (略) 改 正 後 なお従前の例による 第四条 第三条 第一条・第二条 (経過措置) 附 則 (略) 改 正 前

- 23 -